

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十六号）

最終改正 平成二十六年十一月二十一日 原子力規制委員会告示第五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定する医療機器は、次のとおりとする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一機械器具の項第十号に掲げる放射性物質診療用器具であつて、人の疾病の治療に使用することを目的として、人体内に挿入されたもの（人体内から再び取り出す意図をもたずに挿入されたものであつて、よう素百二十五又は金百九十八を装備しているものに限る。）

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成十五年文部科学省告示第二百二十八号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第三号の医療用具を指定する件）は、廃止する。

附 則（平成二十五年三月二十九日文科科学省告示第五十八号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十一月二十一日原子力規制委員会告示第五号）

この告示は、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。